

「北海道本州間連系設備(日本海ルート)に係る
広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集」への
実施案の応募意思表明書の記載内容について

2025年1月15日

北海道電力ネットワーク株式会社
東北電力ネットワーク株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
電源開発送変電ネットワーク株式会社

- 本事業がGX実現に向けた重要な系統整備である点を踏まえ、実施案の応募意思表示に至った。
- 一方で、現時点では技術面・事業面ともに未確定の要素もある。4社として、責任をもって実施案の検討を進めるため、実現可能という見通しが持てる実施案を作成するに当たっての課題を解決することを条件として設定した。今後、各条件が成立するよう、様々な関係者の協力・支援をいただきつつ、対応策の協議・調整・検討を進める。
- 対応策の検討等を踏まえてもなお、今回設定した条件が充足しないと判断する場合には、実施案提出時期の延期、有資格事業者からの脱退や、実施案の提出を辞退する等の対応を前提とする。

■ 実施案の応募意思表示に至った経緯

- ✓ 基本要件に示されるように、2030年頃に向け、北海道エリア・東北エリアにおいて、需要を大幅に上回る洋上風力発電等の再生可能エネルギーが導入されることを見込み、建設中を含む既設連系線だけでは今後送電容量が不足することが想定されている。また、大規模停電リスク等への対応という電力の安定供給の観点からも重要なものと位置付けて本公募が開始されたものと理解している。
- ✓ この中で、4社としても、GX実現に向けて系統整備を加速する国の方向性に賛同することから、実施案の応募意思表示を行った。

■ 本事業における4社の理解と条件の設定

- ✓ 本公募は、国内では過去に類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む、大規模かつ巨額なプロジェクトである。資金調達の規模が大きく、プロジェクトファイナンスが前提となっている点や、国による追加海域実地調査や揚陸点の調査を今後反映する必要があるなど、未確定の要素もあることから、実施案の提出に向けては、十分な事業性の確立やリスクを見積る必要がある。
- ✓ 一方で本事業には全国におけるCN推進への貢献といった意義がある。こうした観点から、事業者として実現可能という見通しが持てる実施案を作成するに当たっての課題を解決することを条件として設定した。
- ✓ なお、今回設定した条件が充足しないと判断する場合には、実施案提出時期の延期、有資格事業者からの脱退や、実施案の提出を辞退する等の対応をする前提のもと応募意思表示を行ったもの。

2. 各条件について

- 条件の設定に際しては、本事業には未確定の要素があるため、リスク認識に基づき、技術検討・事業性検討等の観点から重要と考えられるものを、列挙させていただいた。

No.	条件	リスク認識と条件設定の背景
1	技術的・事業実現性に許容できないリスクが存在しないと判断できること	✓ 国内では過去に類をみない長距離海底ケーブルを敷設する点、また、国の追加海域実地調査や揚陸点の調査を今後反映する必要があるなど、未確定の要素があり、実施案の検討により技術的にも事業的にも実現が困難となる事象が顕在化する可能性があるため条件として設定した。
2	基本要件からの工事費・工期の変動に関わらず、本事業に期待される効果が損なわれないこと（B/Cが1以上等）	✓ 国の海域実地調査結果や実施案の検討により、仮に工事費や工期の変動が生じた場合、考えるコストダウンを織り込んでも、社会的（または経済的）な便益が損なわれる（B/Cが1未満等）可能性が現時点では想定されるところ。 ✓ 仮に工事費・工期が変動した場合においても、社会的（または経済的）な便益が損なわれていないことがお客さまにとっても重要なものと考えことから、条件として設定した。
3	融資について、電力広域的運営推進機関からの融資および公的機関からの債務保証が見込め、主要な金融機関等から想定融資総額を満たすコミットメントレターが得られており、その前提条件が実現可能な見通しがあること。 また、本事業に係る金融機関からの融資について応募意思表示する各社による債務保証が不要であること	✓ 責任を持って事業を実施するためには、実施案に実現可能性のある事が大前提であり、プロジェクトファイナンスが前提とされている本事業の開始にあたっては巨額な資金を調達できる確証があらかじめ得られている必要があるため、融資総額を満たす金融機関等からの融資のご協力と、公的機関からの債務保証が見込めることを条件として設定した。 ✓ また、4社による債務保証の差し入れは、一般送配電・送電事業に多大な影響を及ぼす可能性があり、社会的な影響を避ける観点から、4社の債務保証は不要であることを併せて条件として設定した。
4	出資について、民間、公的機関等から、将来の増資も含めた想定出資総額が集まる合理的見通しが立っていること	✓ 責任を持って事業を実施するためには、実施案に実現可能性のある事が大前提であり、プロジェクトファイナンスが前提とされている本事業の開始にあたっては巨額な資金を調達できる確証があらかじめ得られている必要があるため、今後段階的な出資も想定される中、将来の想定出資総額が、民間、公的機関等から得られる環境が整い、その見通しが立つことを条件として設定した。

2. 各条件について

No.	条件	リスク認識と条件設定の背景
5	工事費に予備費・保険料・将来の 에스카レ 想定などを含めることが見通せること	✓ 今後、国の海域実地調査結果や実施案の検討により工事費や工期の変動が生じる可能性に加えて、長期にわたる建設工事となるため将来の物価変動（エスカレ）などの影響が生じる可能性が想定される。また巨額のため、仮に工事中の事故、遅延があれば、その影響が大きく、民間企業のみでは負担が困難となるケースも想定されるところ。 ✓ 本事業を持続的に遂行するため、これらへの対策として、必要な費用を工事費に含めることができる見通しが立つことを条件として設定した。
6	建設期間中において、費用回収も含めた円滑な資金調達の見通しが立っていること	✓ 本事業は、建設期間が長期に亘り、加えて、仮に工事費や工期の変動が生じる場合は、建設期間中にリスクプレミアムが上昇、または資金調達自体が困難となる可能性があるなど、民間企業のみでは負担が困難となるケースも想定されるところ。 ✓ このため、建設期間中において、例えば、特定系統設置交付金制度の活用等により、費用回収も含めた資金調達の見通しが立つことを条件として設定した。
7	SPCの事業報酬率について、リスクに応じた適切な水準とその考え方が国により公知化され、料金審査における予見性および投資採算性が確保されているという判断が可能であること	✓ 本事業はプロジェクトファイナンスが前提とされており、融資・出資による巨額な必要資金を調達するためには、確たるSPCの収入予見性が必要であることから、条件として設定した。
8	先行利用者協議や許認可取得に係る国の支援を受けることができること	✓ 国内では過去に類をみない全長 8 0 0 k m という規模の海底ケーブルを敷設するには、土地や海域等に関する権利を有している者、公的機関等、多数の関係者の皆様からの協力が必要であり、民間企業のみでの対応が困難とも考えられることから、条件として設定した。

2. 各条件について

No.	条件	リスク認識と条件設定の背景
9	最終投資決定（FID）に至らずに、本事業が実現しなかった場合、それまでに要した費用の回収見込みがあること	✓ No.1に記載のとおり、本事業は未確定の要素があり、最終投資決定に至らないことも想定される。そのため、先行調査費用について適切に回収される見込みなければ、費用を掛けて必要な検討を進められないことから、条件として設定した。
10	整備計画策定後に工事費・工期が変更となる場合において、検証期間の長期化による工事の中断を防ぐ観点から円滑な検証に資するプロセスが明確化され、変更後の工事費等について広域系統整備計画との関係・位置づけが明確化されること	✓ 本事業は国内では過去に類をみない長距離海底ケーブル新設工事であることから、整備計画策定後においても、仮に技術的・事業的にもリスクが顕在化する場合は、工事費が変動することが想定されるところ。 ✓ また、本事業はプロジェクトファイナンスが前提とされていることから、工事費の変動による追加融資を受けるためには、変動後の工事費と広域系統整備計画との関係・位置づけが明確化される必要がある。 ✓ 追加融資が見通せるまでは、工事が中断すること考えられることから、円滑な検証に資するプロセスが明確化されている必要があるため、条件として設定した。
11	出資者として、本事業への投資が可能な収支・財務状況であること	✓ 技術面・事業面ともに問題なかった場合でも、4社の収支・財務状況等により、巨額である本事業への投資が開始・継続できないケースも考えられるため、条件として設定した。
12	その他、実施案提出時点で工期の大幅な長期化、メーカーや協力会社等の確保困難、先行利用者との調整の難航、不可抗力・法令変更を含めて事業リスクヘッジ策の見通しが立たない、事業収支の見通しが立たない等、本事業の遂行が極めて困難と予想される事情、又は本事業の遂行によって一般送配電事業および送電事業の遂行に著しい影響を及ぼし得る事情が存在しないこと	✓ これまでの条件以外でも、検討を進めていった結果、あるいは事業環境の変化等により、本事業の遂行が困難になるケースも考えられるため、条件として設定した。

本事業は、広域的取引上、特に重要なものである一方、国内では過去に類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む、大規模かつ巨額なプロジェクトとなります。資金調達の規模が大きく、プロジェクトファイナンスが前提となっている点や、国の追加海域実地調査や揚陸点の調査を今後反映する必要があるなど、未確定の要素があることから、以下の条件が充足しないと判断する場合には、実施案提出時期の延期、有資格事業者からの脱退や、実施案の提出を辞退する等の対応をする前提のもと応募意思表示を行うものです。

1. 技術的・事業実現性に許容できないリスクが存在しないと判断できること
2. 基本要件からの工事費・工期の変動に関わらず、本事業に期待される効果が損なわれないこと（B/Cが1以上等）
3. 融資について、電力広域的運営推進機関からの融資および公的機関からの債務保証が見込め、主要な金融機関等から想定融資総額を満たすコミットメントレターが得られており、その前提条件が実現可能な見通しがあること。また、本事業に係る金融機関からの融資について応募意思表示する各社による債務保証が不要であること
4. 出資について、民間、公的機関等から、将来の増資も含めた想定出資総額が集まる合理的見通しが立っていること
5. 工事費に予備費・保険料・将来のエスカレ想定などを含めることが見通せること
6. 建設期間中において、費用回収も含めた円滑な資金調達の見通しが立っていること
7. SPCの事業報酬率について、リスクに応じた適切な水準とその考え方が国により公知化され、料金審査における予見性および投資採算性が確保されているという判断が可能であること
8. 先行利用者協議や許認可取得に係る国の支援を受けることができること
9. 最終投資決定（FID）に至らずに、本事業が実現しなかった場合、それまでに要した費用の回収見込みがあること
10. 整備計画策定後に工事費・工期が変更となる場合において、検証期間の長期化による工事の中断を防ぐ観点から円滑な検証に資するプロセスが明確化され、変更後の工事費等について広域系統整備計画との関係・位置づけが明確化されること
11. 出資者として、本事業への投資が可能な収支・財務状況であること
12. その他、実施案提出時点で工期の大幅な長期化、メーカーや協力会社等の確保困難、先行利用者との調整の難航、不可抗力・法令変更を含めて事業リスクヘッジ策の見通しが立たない、事業収支の見通しが立たない等、本事業の遂行が極めて困難と予想される事情、又は本事業の遂行によって一般送配電事業および送電事業の遂行に著しい影響を及ぼし得る事情が存在しないこと